

栄養科からのお知らせ

栄養科 葦津幸子

前号では医事課から平成28年度診療報酬改定についてのお知らせがありました。平成28年度診療報酬改定において、栄養関係においても変更がありましたので、その一部を説明したいと思います。

① 栄養指導対象疾患の拡大

26年度までは以下の疾患のみが栄養指導対象でした。

腎臓食 肝臓食 糖尿食
胃潰瘍食 貧血食 膵臓食
脂質異常症食 痛風食
フェニールケトン尿症食

かえでとうにようしょうしょく

楓糖尿症食

ホモシスチン尿症食

ガラクトース血症食 治療乳

無菌食 てんかん食

小児食物アレルギー食

特別な場合の検査食

当院では糖尿食の指導割合が最も高く、平成27年度は全指導の43%を占めていました。

28年度診療報酬改定により以下の疾患も追加されました。

1. がん患者
2. 摂食嚥下*1機能低下患者
3. 低栄養状態の患者

いずれも栄養管理の必要性が高い疾患です。

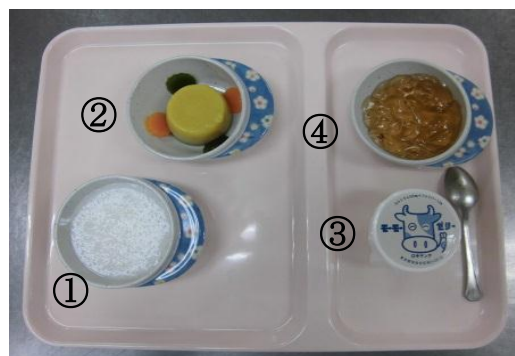
がんの治療では、副作用などにより味覚異常や食欲低下などの不都合が起こることがあります。

栄養指導は個別対応で対象者のお話を伺いながらより良い食事療法を導き出していきます。

摂食嚥下機能低下の治療では、ゼリーやとろみなど、適切な食形態を理解する事が不可欠です。栄養指導では食事の作り方の他に水分にとろみをつける場合の注意点を実演しながら指導しています。

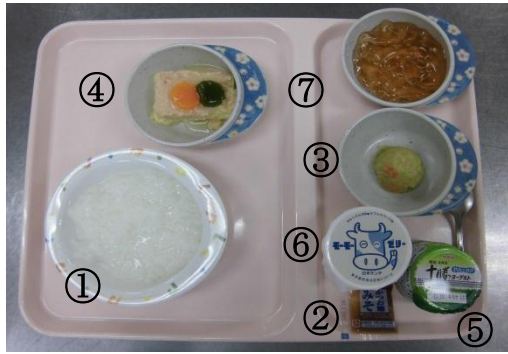
低栄養状態とは、血液検査で血清アルブミンという項目が3.0g/dl以下の場合、または医師が栄養状態の改善が必要と判断した場合となっています。栄養指導では、栄養状態が悪くなった原因を見つけ、不足している栄養がどのようにすれば補えるかを具体的に指導しています。

当院の嚥下食（一部抜粋）



(↑嚥下調整食1ゼリー食)

- ① 全粥ペースト
- ② 玉子焼きゼリー
ほうれん草ゼリー
にんじんゼリー
- ③ おやつゼリー
- ④ ほうじ茶ゼリー



(↑嚥下調整食 3きざみ食)

- ① 全粥
- ② カニの重ね蒸し (きざみ)
- ③ キャベツ和え物 (きざみ)
- ④ ねぎみそ
- ⑤ ヨーグルト
- ⑥ おやつゼリー
- ⑦ ほうじ茶ゼリー

② 栄養指導料の増額

26年度まで1回あたり 130 点の指導料が 28年度の改定から初回は 260 点、2回目以降 200 点と初回においては倍増しました。(1点=10円) 指導を受ける方にとっては負担がかかる事かもしれませんが、これには重要な理由があります。

今回の改定のねらいは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年にむけて住み慣れた地域で最後まで暮らせるような生活支援体制「地域包括ケアシステム」の推進にあります。

また、入院を繰り返さないために「食の専門家」とされている管理栄養士が関わる事が重要です。これによって地域包括ケアシステムの推進に貢献できると考えられています。栄養・食事は毎日三度三度のことであるため、定期的に「食事療法」のポイントが緩んでいないか、確認が必要になります。是非継続的に栄養指導を受けていただくことをおすすめします。栄養指導は医師の指示が必要となっています。現在治療中の方、これから治療を始める方は、外来診察時に医師にご相談ください。

* 1 摂食嚥下

口の中で食べ物を認識し噛み砕き(咀嚼)、飲み込み、胃に送るまでの一連の動きのこと。

バランスのいい食事

主菜

肉や魚、卵、大豆製品など主菜になるものを置いてみましょう

おもに血や肉になるもの(乳製品も食みます)

副菜

野菜をたっぷり使った副菜になるおかずを置いてみましょう

体の調子を整えるもの

主食

ご飯やパン、麺類など主食になるものを置いてみましょう

熱やかになるもの

汁物やスープ

具沢山にしてみましょう

くだもの・乳製品

間食におすすめです!!

茅ヶ崎市立病院 栄養科